

国民健康保険税の軽減



詳細はこちら

所得が一定以下の世帯に対する軽減(申請不要)

世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主も含む。)及び被保険者(令和8年4月1日時点で16歳未満のかたを除く。)全員が前年中の所得の申告(所得税の確定申告または市・県民税の申告)を済ませている世帯は、所得が一定以下の場合、均等割額が軽減されます。

なお、前年中の所得がないかたや障害年金などの非課税所得のみのかた、税制度上の家族の扶養に入っているかたも適用を受けるには市・県民税の申告が必要です。



国民健康保険税の軽減割合

基準となる所得金額	軽減割合
世帯の所得の合計額が $430,000円 + 100,000円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下	7割
世帯の所得の合計額が $430,000円 + (310,000円 \times \text{被保険者及び特定同一世帯所属者数}) + 100,000円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下	5割
世帯の所得の合計額が $430,000円 + (570,000円 \times \text{被保険者及び特定同一世帯所属者数}) + 100,000円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下	2割

※軽減判定所得金額の計算には、擬制世帯主(会社などの健康保険に加入しているが、同じ世帯に国民健康保険加入者がいるため納税義務を負う世帯主)を含む。保険税算定に擬制世帯主の所得は含まない。

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療保険制度に移行したかたで、継続して同一の世帯に属するかた。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入650,000円超)及び一定の公的年金など(公的年金等収入600,000円超(65歳未満)または1,250,000円超(65歳以上))の支給を受けるかた。

未就学児に対する軽減(申請不要)

未就学児(小学校入学前の被保険者)に係る均等割額を5割軽減します。また、低所得世帯に対する軽減措置が適用になっている世帯は、軽減後の均等割額について5割を軽減します。



非自発的失業者に対する軽減

倒産や解雇などにより離職したかたの国民健康保険税は、申請により前年の給与所得額を30/100として算定します。

- 対象 離職時点の年齢が65歳未満で、雇用保険の受給資格があり、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが該当するかた
- 期間 軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで(国民健康保険を脱退すると終了)



産前産後期間の軽減

出産または出産予定のかたの国民健康保険税は、申請により産前産後期間の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)の所得割額と均等割額が軽減されます。

- 対象 出産または出産予定のかた(妊娠85日以上の分娩で、死産、流産(人工妊娠中絶を含む。))及び早産の場合も含む。)
- 申請 出産予定日の6か月前～出産後



問合せ 保険年金課国民健康保険担当